



稲城市告示第130号

令和3年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和3年11月19日

稲城市長 高橋 勝



記

1 期日 令和3年11月26日

2 場所 稲城市議会議場

令和３年第４回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第５９号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第６０号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第６１号議案 稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 第６２号議案 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例
- 第６３号議案 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第６４号議案 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第６５号議案 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第６６号議案 稲城市下水道条例の一部を改正する条例
- 第６７号議案 稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第６８号議案 令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第１０号）
- 第６９号議案 令和３年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
- 第７０号議案 令和３年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
- 第７１号議案 令和３年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第１号）

<そ の 他>

- 第 7 2 号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 7 3 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・32路線）
- 第 7 4 号議案 いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について
- 第 7 5 号議案 稲城市健康プラザの指定管理者の指定について
- 第 7 6 号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 9 号））

第59号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表1中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の102.5」を「100分の97.5」に、「100分の92.5」を「100分の87.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の70」を「100分の67.5」に、「100分の102.5」を「100分の97.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の92.5」を「100分の87.5」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（特例措置）

第2条 令和3年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第18条第2項の表1の規定の適用については、同表中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の82.5」とする。

2 令和3年12月に支給する期末手当に係る改正後の条例第18条第3項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の82.5」とする。

（委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案概要説明書

議 案 番 号	第59号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。 東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（10,875事業所）のうちから、無作為に1,230事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和3年10月15日付で勧告を行いました。 その内容は、民間従業員への特別給の支給割合が東京都職員の年間支給月数を下回るため0.10月分引き下げるべきである、というものです。 稲城市においては、平成5年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。 【改正内容】 ○ 第18条及び付則第2条 期末手当の年間支給月数を0.10月（再任用職員は0.05月）分引き下げます。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に0.05月（再任用職員は0.025月）分の減となります。 なお、特別給の引下げは、令和3年12月に支給する期末手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.10月（再任用職員は0.05月）分の減とする特例措置を講じます。 【施行期日等】 この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、特例措置等について規定します。			

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新	旧																												
(期末手当) 第18条 …… (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表1の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の次の表2の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。 表1 <table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th colspan="2">割合</th></tr><tr><th>6月に支給する割合</th><th>12月に支給する割合</th></tr><tr><td>前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員</td><td><u>100分の117.5</u></td><td><u>100分の117.5</u></td></tr><tr><td>4級等職員</td><td><u>100分の97.5</u></td><td><u>100分の97.5</u></td></tr><tr><td>別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）</td><td><u>100分の87.5</u></td><td><u>100分の87.5</u></td></tr></table> 表2 …… (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の87.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 …… (略)	職員の区分	割合		6月に支給する割合	12月に支給する割合	前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の117.5</u>	<u>100分の117.5</u>	4級等職員	<u>100分の97.5</u>	<u>100分の97.5</u>	別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の87.5</u>	<u>100分の87.5</u>	(期末手当) 第18条 …… (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表1の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の次の表2の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。 表1 <table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th colspan="2">割合</th></tr><tr><th>6月に支給する割合</th><th>12月に支給する割合</th></tr><tr><td>前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員</td><td><u>100分の122.5</u></td><td><u>100分の122.5</u></td></tr><tr><td>4級等職員</td><td><u>100分の102.5</u></td><td><u>100分の102.5</u></td></tr><tr><td>別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）</td><td><u>100分の92.5</u></td><td><u>100分の92.5</u></td></tr></table> 表2 …… (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 …… (略)	職員の区分	割合		6月に支給する割合	12月に支給する割合	前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の122.5</u>	4級等職員	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の102.5</u>	別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の92.5</u>	<u>100分の92.5</u>
職員の区分		割合																											
	6月に支給する割合	12月に支給する割合																											
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の117.5</u>	<u>100分の117.5</u>																											
4級等職員	<u>100分の97.5</u>	<u>100分の97.5</u>																											
別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の87.5</u>	<u>100分の87.5</u>																											
職員の区分	割合																												
	6月に支給する割合	12月に支給する割合																											
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の122.5</u>																											
4級等職員	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の102.5</u>																											
別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の92.5</u>	<u>100分の92.5</u>																											

第60号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を令和4年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、令和4年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第60号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を令和4年度も適用することに伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 付則第25条（都市計画税の税率の特例） 都市計画税の税率については、地方税法（昭和25年法律第226号）第702条の4に規定する制限税率の0.3%と定めていますが、昭和63年度から税率を0.27%とする特例措置を設け、現在に至っています。今回の改正は、この特例措置の期間を1年間延長するものです。 【施行期日等】 この条例は、令和4年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和4年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。	付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和3年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。

第61号議案

稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立学校施設の使用について、稲城市公共施設予約システムによる申請を可能とすることに伴い、稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

稲城市立学校施設使用条例（平成6年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「その学校長を経由して」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月8日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市立学校施設使用条例第3条の規定は、令和4年2月1日以後の施設の使用に係る申請について適用し、同日前の施設の使用に係る申請については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第61号	担 当 課	教育部教育総務課
件 名	稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、稲城市立学校施設の使用について、稲城市公共施設予約システムによる申請を可能とすることに伴い、稲城市立学校施設使用条例（平成6年稲城市条例第14号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第3条（申請） 稲城市公共施設予約システムによる申請を可能とすることに伴い、申請手続における学校長の経由を廃止し、直接教育委員会に申請することとします。 【施行期日等】 この条例は、令和4年1月8日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市立学校施設使用条例の新旧対照表

新	旧
(申請) 第3条 市立学校の施設を使用しようとする者は、あらかじめ稲城市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。	(申請) 第3条 市立学校の施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>その学校長を経由して</u>稲城市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

第62号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城中央公園総合体育館のメインアリーナ及びウエルネスアリーナへの空調設備の設置に伴い、これらの使用料を改定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出する。

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3のうち1 総合体育館の表稲城中央公園総合体育館の部メインアリーナの項中「9,800円」を「10,720円」に、「240円」を「260円」に、「120円」を「130円」に改め、同部ウエルネスアリーナの項中「4,900円」を「5,360円」に、「240円」を「260円」に、「120円」を「130円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市体育施設条例別表第3の規定は、令和4年4月1日以後に施設の利用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該利用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第62号	担 当 課	産業文化スポーツ部スポーツ推進課
件 名	稲城市体育施設条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、稲城中央公園総合体育館のメインアリーナ及びウエルネスアリーナへの空調設備の設置に伴い、これらの使用料を改定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 別表第3（第9条関係）

稲城中央公園総合体育館のメインアリーナ及びウエルネスアリーナの使用料の額を次のとおり改定します。

種類	単位時間等		使用料	
			改定前	改定後
メインアリーナ	貸切	2時間50分	9,800円	10,720円
	個人	大人2時間50分	240円	260円
		子ども2時間50分	120円	130円
ウエルネスアリーナ	貸切	2時間50分	4,900円	5,360円
	個人	大人2時間50分	240円	260円
		子ども2時間50分	120円	130円

【施行期日等】

この条例は、令和4年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

稲城市体育施設条例の新旧対照表

新					旧				
別表第 3 （第 9 条関係）					別表第 3 （第 9 条関係）				
1 総合体育館					1 総合体育館				
名称	種類	単位時間等		使用料	名称	種類	単位時間等		使用料
稲城中央公園総合 体育館	メインアリーナ	貸切	2 時間50分	<u>10,720円</u>	稲城中央公園総合 体育館	メインアリーナ	貸切	2 時間50分	<u>9,800円</u>
		個人	大人 2 時間50分	<u>260円</u>			個人	大人 2 時間50分	<u>240円</u>
			子ども 2 時間50分	<u>130円</u>				子ども 2 時間50分	<u>120円</u>
	ウェルネスアリーナ	貸切	2 時間50分	<u>5,360円</u>		ウェルネスアリーナ	貸切	2 時間50分	<u>4,900円</u>
		個人	大人 2 時間50分	<u>260円</u>			個人	大人 2 時間50分	<u>240円</u>
			子ども 2 時間50分	<u>130円</u>				子ども 2 時間50分	<u>120円</u>
……（略）					……（略）				
備考					備考				
1 ～ 7 ……（略）					1 ～ 7 ……（略）				
2 ～ 7 ……（略）					2 ～ 7 ……（略）				

第63号議案

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を追加するため、稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第11条中「第2条から第7条まで及び第8条に規定する」を「この条例に定める」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条、第9条の2及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第63号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を追加するため、稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第8条（届出義務） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所並びに被害の状況について市長に届け出なければならない旨を規定します。 ○ 第9条の2（損害賠償の請求権の譲渡） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、当該第三者に対する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとし、譲渡した場合は、当該第三者に通知しなければならない旨を規定します。 ○ 第10条（助成費の返還等） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者が、市長への届出、損害賠償の請求権の譲渡又は当該第三者への通知をしなかったときは、助成した医療費の全部又は一部を返還させることができる旨等を規定します。 ○ 第11条（委任） 文言を整理します。			
【施行期日等】			
この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(届出義務) 第8条 …… (略) 2 …… (略) 3 <u>ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u> <u>(損害賠償の請求権の譲渡)</u> 第9条の2 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。</u> 2 <u>対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u> <u>(助成費の返還等)</u> 第10条 <u>市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</u> (1) <u>偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</u> (2) <u>第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</u> (3) <u>前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</u> (4) <u>前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</u>	(届出義務) 第8条 …… (略) 2 …… (略) <u>(助成額の返還)</u> 第10条 <u>市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</u>

<u>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。</u> (委任) 第11条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u>	(委任) 第11条 <u>第2条から第7条まで及び第8条に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u>
--	--

第64号議案

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を追加するため、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例第8条、第9条の2及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第64号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を追加するため、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第8条（届出義務） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所並びに被害の状況について市長に届け出なければならない旨を規定します。 ○ 第9条の2（損害賠償の請求権の譲渡） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、当該第三者に対する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとし、譲渡した場合は、当該第三者に通知しなければならない旨を規定します。 ○ 第10条（助成費の返還等） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者が、市長への届出、損害賠償の請求権の譲渡又は当該第三者への通知をしなかったときは、助成した医療費の全部又は一部を返還させることができる旨等を規定します。 【施行期日等】 この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(届出義務) 第8条 …… (略) 2 …… (略) <u>3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u> <u>(損害賠償の請求権の譲渡)</u> 第9条の2 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。</u> <u>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u> <u>(助成費の返還等)</u> 第10条 <u>市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。</u> <u>(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</u> <u>(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</u> <u>(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</u> <u>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</u> <u>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から</u>	(届出義務) 第8条 …… (略) 2 …… (略) <u>(助成費の返還)</u> 第10条 <u>市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</u>

同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第65号議案

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を追加するため、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第10条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第10条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第11条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条、第10条の2及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第65号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を追加するため、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第9条（届出義務） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所並びに被害の状況について市長に届け出なければならない旨を規定します。 ○ 第10条の2（損害賠償の請求権の譲渡） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、当該第三者に対する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとし、譲渡した場合は、当該第三者に通知しなければならない旨を規定します。 ○ 第11条（助成費の返還等） 第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者が、市長への届出、損害賠償の請求権の譲渡又は当該第三者への通知をしなかったときは、助成した医療費の全部又は一部を返還させることができる旨等を規定します。 【施行期日等】 この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(届出義務) 第9条 …… (略) 2 …… (略) <u>3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u> <u>(損害賠償の請求権の譲渡)</u> 第10条の2 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。</u> <u>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u> <u>(助成費の返還等)</u> 第11条 <u>市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。</u> <u>(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</u> <u>(2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</u> <u>(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</u> <u>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</u> <u>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から</u>	(届出義務) 第9条 …… (略) 2 …… (略) <u>(助成費の返還)</u> 第11条 <u>市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</u>

同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第66号議案

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月 26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市下水道条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「又は」の次に「指定納付受託者（」を加え、「第231条の2第6項の規定による指定をした者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第66号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	稲城市下水道条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第18条（使用料の徴収） 地方自治法の改正に伴い、引用条項等を整理します。 【施行期日】 この条例は、令和4年1月4日から施行します。			

稲城市下水道条例の新旧対照表

新	旧
(使用料の徴収) 第18条 …… (略) 2 使用料は、払込み、口座振替又は<u>指定納付受託者</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)<u>による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長は、必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。</u> 3・4 …… (略)	(使用料の徴収) 第18条 …… (略) 2 使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第<u>6項の規定による指定をした者</u>による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長は、必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。 3・4 …… (略)

第67号議案

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施する等のため、稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成30年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）第18条及び第19条に規定する一般職の職員の例による割合」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該加算割合を乗じて得た額の合計額に、当該一般職の職員の例による割合以内で規則で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（特例措置）

第2条 令和3年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）第18条及び第19条に規定する一般職の職員の例による割合」とあるのは「100分の227.5」とする。

議案概要説明書

議 案 番 号	第67号	担 当 課	市立病院事務部管理課
件 名	稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施する等のため、稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成30年稲城市条例第25号）の一部を改正するものです。 東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（10,875事業所）のうちから、無作為に1,230事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和3年10月15日付で勧告を行いました。 その内容は、民間従業員への特別給の支給割合が東京都職員の年間支給月数を下回るため0.10月分引き下げるべきである、というものです。 稲城市においては、平成5年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。 【改正内容】 ○ 第4条及び付則第2条 病院事業管理者の期末手当の支給月数について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の例によることとします。この改正により、病院事業管理者の期末手当の年間支給月数は、一般職の職員と同様に0.10月分の減（6月支給分及び12月支給分が共に0.05月分の減）となります。また、市長が特に必要と認める場合は、病院事業管理者の支給月数を一般職の職員の支給月数以内で規則で定めることができる旨を規定します。 なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院事業管理者の特別給の引下げは、令和4年6月に支給する期末手当から実施することとし、令和3年12月に支給する期末手当については、改定前の支給月数に据え置く特例措置を講じます。			

【施行期日等】

この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、特例措置について規定します。

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(期末手当) 第4条 …… (略) 2 前項の期末手当の額は、6月に支給する分及び12月に支給する分のそれぞれについて、給料の月額及び当該月額に稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号。第6条において「特別職給与条例」という。）第4条第2項の加算割合を乗じて得た額の合計額に、<u>稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）第18条及び第19条に規定する一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該加算割合を乗じて得た額の合計額に、当該一般職の職員の例による割合以内で規則で定める割合を乗じて得た額とすることができる。</u>	(期末手当) 第4条 …… (略) 2 前項の期末手当の額は、6月に支給する分及び12月に支給する分のそれぞれについて、給料の月額及び当該月額に稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号。第6条において「特別職給与条例」という。）第4条第2項の加算割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。

第68号議案

令和 3 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第10号）

令和 3 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第10号）

令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 408,944千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,670,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,396,805	176,664	7,573,469
	1 国庫負担金	5,638,982	79,562	5,718,544
	2 国庫補助金	1,730,814	97,102	1,827,916
17 都支出金		6,254,263	73,494	6,327,757
	1 都負担金	2,048,014	21,388	2,069,402
	2 都補助金	3,917,175	52,106	3,969,281
20 繰入金		579,985	136,695	716,680
	1 基金繰入金	577,585	136,695	714,280
22 諸収入		1,130,621	22,091	1,152,712
	4 雑入	555,863	22,091	577,954
歳入合計		38,261,542	408,944	38,670,486

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		330,811	△13,113	317,698
	1 議会費	330,811	△13,113	317,698
2 総務費		3,592,961	44,850	3,637,811
	1 総務管理費	2,858,673	56,438	2,915,111
	2 徴税費	375,478	△10,694	364,784
	3 戸籍住民基本台帳費	214,388	696	215,084
	4 選挙費	109,647	△29	109,618
	6 監査委員費	31,600	△1,561	30,039
3 民生費		17,729,547	148,288	17,877,835
	1 社会福祉費	5,154,878	77,572	5,232,450
	2 児童福祉費	10,322,582	78,246	10,400,828
	3 生活保護費	2,218,820	△7,352	2,211,468
	4 国民年金費	33,097	△178	32,919
4 衛生費		3,695,119	127,916	3,823,035
	1 保健衛生費	2,253,728	127,916	2,381,644
6 農林費		65,650	4,046	69,696
	1 農業費	65,650	4,046	69,696
7 商工費		480,752	787	481,539
	1 商工費	480,752	787	481,539

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		4,317,598	99,914	4,417,512
	1 土木管理費	534,603	△15,647	518,956
	2 道路橋梁費	1,008,082	122,217	1,130,299
	4 都市計画費	2,654,431	△6,656	2,647,775
9 消防費		1,165,802	△8,049	1,157,753
	1 消防費	1,165,802	△8,049	1,157,753
10 教育費		4,740,979	4,305	4,745,284
	1 教育総務費	386,853	573	387,426
	2 小学校費	1,095,738	14,176	1,109,914
	5 社会教育費	1,077,806	△17,115	1,060,691
	6 保健体育費	1,407,044	6,671	1,413,715
歳出合計		38,261,542	408,944	38,670,486

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
稲城市健康プラザ管理運営事業	令和 3 年 度 から 令和 8 年 度 まで	432,364
観光発信拠点管理運営事業	令和 3 年 度 から 令和 8 年 度 まで	80,057

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第16款 国庫支出金（補正額 176,664 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	国庫負担金	5,638,982	79,562	5,718,544		
	1 民生費国庫負担金	5,180,495	50,416	5,230,911		
					1 社会福祉費負担金	2,748
					2 児童福祉費負担金	42,776
					5 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	4,892
	2 衛生費国庫負担金	458,487	29,146	487,633		
					1 保健衛生費負担金	29,146
2	国庫補助金	1,730,814	97,102	1,827,916		
	1 民生費国庫補助金	1,129,804	4,400	1,134,204		
					2 児童福祉費補助金	4,400
	4 衛生費国庫補助金	216,276	92,702	308,978		
					1 保健衛生費補助金	92,702
計		7,396,805	176,664	7,573,469		

（単位：千円）

説明
（障害福祉課） 特別障害者手当等給付費負担金（3／4）
2,748
（障害福祉課） 児童保護費等負担金（1／2）
42,776
（生活福祉課） 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（3／4）
4,892
（健康課） 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金（10／10）
29,146
（子育て支援課） 子ども・子育て支援事業費補助金（10／10）
4,400
（健康課） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（10／10）
92,702

第16款 国庫支出金

第17款 都支出金（補正額 73,494 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	都負担金	2,048,014	21,388	2,069,402		
	1 民生費都負担金	2,046,947	21,388	2,068,335		

（単位：千円）

説明

第17款 都支出金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 民生費都負担金)				2 児 童 福 祉 費 負 担 金	21,388
2	都 補 助 金	3,917,175	52,106	3,969,281		
	6 土木費都補助金	201,401	49,997	251,398		
					1 土木費補助金	49,997
	8 農林費都補助金	2,965	2,109	5,074		
					1 農業費補助金	2,109
計		6,254,263	73,494	6,327,757		

第 20 款 繰 入 金 (補正額 136,695 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	577,585	136,695	714,280		
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	284,167	136,695	420,862		
					1 財政調整基金 繰 入 金	136,695
計		579,985	136,695	716,680		

第 22 款 諸 収 入 (補正額 22,091 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	555,863	22,091	577,954		
	3 雑 入	553,926	22,091	576,017		

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課) 児童保護費等負担金 (1 ／ 4)	21,388 21,388
(土木課) 道路改良事業費補助金 (1 ／ 2 ・ 3 ／ 1 0) 用地費分	49,997 49,997 49,997
(経済課) 都市農地保全支援プロジェクト事業補助金 (3 ／ 4)	2,109 2,109
第17款 都 支 出 金	

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 財政調整基金繰入金	136,695 136,695
第20款 繰 入 金	

(単位：千円)

説 明	
第22款 諸 収 入	

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	(3 雑 入)				1 雑 入	22, 091
計		1, 130, 621	22, 091	1, 152, 712		

(単位：千円)

説 明	
(生活環境課)	22, 091
多摩川衛生組合負担金精算金	22, 091
第22款 諸 収 入	

歲 出

第 1 款 議 会 費 (補正額 △13,113 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	330,811	△13,113	317,698	0	0	0	0	△13,113
	1 議 会 費	330,811	△13,113	317,698	0	0	0	0	△13,113
					0	0	0	0	△13,113
計		330,811	△13,113	317,698	0	0	0	0	△13,113

(単位：千円)

[illegible]

第1款 議 会 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(1 税 務 総 務 費)								
					0	0	0	0	2,280
3	戸籍住民基本台帳費	214,388	696	215,084	0	0	0	0	696
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	214,388	696	215,084	0	0	0	0	696
					0	0	0	0	696
4	選 挙 費	109,647	△29	109,618	0	0	0	0	△29
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	30,547	△29	30,518	0	0	0	0	△29
					0	0	0	0	△29
6	監 査 委 員 費	31,600	△1,561	30,039	0	0	0	0	△1,561
	1 監 査 委 員 費	31,600	△1,561	30,039	0	0	0	0	△1,561
					0	0	0	0	△1,561
計		3,592,961	44,850	3,637,811	7,738	0	0	0	37,112

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び 割 引 料	2,280	市町村職員共済組合負担金（一般職）△2,293
		2 一般事務費（収納課）2,280
		22償還金利子及び割引料2,280
		市税過誤納還付金2,280
2 給 料	901	1 人件費（人事課）696
		2給料901
3 職 員 手 当	△186	人事異動等901
		3職員手当△186
4 共 済 費	△19	人事異動等△186
		4共済費△19
		人事異動等△19
2 給 料	20	1 人件費（人事課）△29
		2給料20
3 職 員 手 当	△53	人事異動等20
		3職員手当△53
4 共 済 費	4	人事異動等△53
		4共済費4
		人事異動等4
2 給 料	△828	1 人件費（人事課）△1,561
		2給料△828
3 職 員 手 当	△344	人事異動等△828
		3職員手当△344
4 共 済 費	△389	人事異動等△344
		4共済費△389
		人事異動等△389

第 3 款 民 生 費（補正額 148,288 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	5,154,878	77,572	5,232,450	7,640	0	0	0	69,932
	1 社会福祉総務費	442,500	1,659	444,159	4,892	0	0	0	△3,233
					0	0	0	0	△4,863
					4,892	0	0	0	1,630
	2 心 身 障 害 者 福 祉 費	1,762,258	6,980	1,769,238	2,748	0	0	0	4,232
					2,748	0	0	0	4,232
	3 老 人 福 祉 費	272,774	5,889	278,663	0	0	0	0	5,889
					0	0	0	0	5,889
	5 国民健康保険 事 業 費	961,870	72,226	1,034,096	0	0	0	0	72,226
					0	0	0	0	805

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,090	1 人件費（人事課）△4,863
		2 給料△2,090
3 職 員 手 当	△1,927	人事異動等△2,090
		3 職員手当△1,927
4 共 済 費	△846	人事異動等△1,927
		4 共済費△846
19 扶 助 費	6,522	人事異動等△846
		9 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課）6,522
		19 扶助費6,522
		住居確保給付金6,522
19 扶 助 費	6,980	2 心身障害者福祉手当等関係事業（障害福祉課）6,980
		19 扶助費6,980
		特別障害者手当3,665
		特殊疾病患者見舞金3,315
2 給 料	3,172	1 人件費（人事課）5,889
		2 給料3,172
3 職 員 手 当	1,878	人事異動等3,172
		3 職員手当1,878
4 共 済 費	839	人事異動等1,878
		4 共済費839
		人事異動等839
2 給 料	103	1 人件費（人事課）805
		2 給料103
3 職 員 手 当	868	人事異動等103
		3 職員手当868
4 共 済 費	△166	人事異動等868
		4 共済費△166
27 繰 出 金	71,421	人事異動等△166

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	5 国民健康保険事業費				0	0	0	0	71,421
	6 介護保険事業費	873,944	△5,347	868,597	0	0	0	0	△5,347
					0	0	0	0	△5,347
	7 後期高齢者事業費	817,346	△3,835	813,511	0	0	0	0	△3,835
					0	0	0	0	△3,835
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	10,322,582	78,246	10,400,828	42,776	21,388	0	0
0						0	0	0	△8,297
0						0	0	0	△8,297
2 児童処遇費		9,398,066	85,553	9,483,619	42,776	21,388	0	0	21,389
					42,776	21,388	0	0	21,389
4 児童館費		84,877	990	85,867	0	0	0	0	990

節		説 明
区 分	金 額	
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）71,421 27繰出金71,421 国民健康保険事業特別会計一般繰出金71,421
2 給料	△2,307	1 人件費（人事課）△5,347 2給料△2,307 人事異動等△2,307 3職員手当△1,892 人事異動等△1,892 4共済費△1,148 人事異動等△1,148
3 職員手当	△1,892	
4 共 済 費	△1,148	
2 給料	△1,926	1 人件費（人事課）△3,835 2給料△1,926 人事異動等△1,926 3職員手当△1,330 人事異動等△1,330 4共済費△579 人事異動等△579
3 職員手当	△1,330	
4 共 済 費	△579	
2 給料	△1,752	1 人件費（人事課）△8,297 2給料△1,752 人事異動等△1,752 3職員手当△5,379 人事異動等△5,379 4共済費△1,166 人事異動等△1,166
3 職員手当	△5,379	
4 共 済 費	△1,166	
19 扶 助 費	85,553	5 障害児支援事業（障害福祉課）85,553 19扶助費85,553 障害児通所給付費85,553

[illegible]

節		説明
区分	金額	
2 給料	642	1 人件費（人事課）990
3 職員手当	267	2 給料642 人事異動等642
4 共済費	81	3 職員手当267 人事異動等267
		4 共済費81 人事異動等81
2 給料	△2,578	1 人件費（人事課）△7,352
3 職員手当	△3,713	2 給料△2,578 人事異動等△2,578
4 共済費	△1,061	3 職員手当△3,713 人事異動等△3,713
		4 共済費△1,061 人事異動等△1,061
2 給料	△92	1 人件費（人事課）△178
3 職員手当	26	2 給料△92 人事異動等△92
4 共済費	△112	3 職員手当26 人事異動等26
		4 共済費△112 人事異動等△112

第 8 款 土 木 費（補正額 99,914 千円）									
科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	534,603	△15,647	518,956	0	0	0	0	△15,647
	1 土 木 総 務 費	313,193	△15,647	297,546	0	0	0	0	△15,647
					0	0	0	0	△15,647
2	道 路 橋 梁 費	1,008,082	122,217	1,130,299	0	49,997	0	0	72,220
	1 道路新設改良費	765,168	122,217	887,385	0	49,997	0	0	72,220
					0	49,997	0	0	72,220
4	都 市 計 画 費	2,654,431	△6,656	2,647,775	0	0	0	0	△6,656
	1 都市計画総務費	122,874	△3,485	119,389	0	0	0	0	△3,485
					0	0	0	0	△3,485
	2 土地区画整理費	1,768,698	△5,325	1,763,373	0	0	0	0	△5,325
				0	0	0	0	△5,325	
	4 公共下水道費	262,215	2,154	264,369	0	0	0	0	2,154
				0	0	0	0	2,154	

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△6,566	1 人件費（人事課）△15,647
3 職 員 手 当	△6,508	2給料△6,566
		人事異動等△6,566
4 共 済 費	△2,573	3職員手当△6,508
		人事異動等△6,508
		4共済費△2,573
		人事異動等△2,573
16 公有財産購入費	104,344	1 道路改修整備事業（土木課）122,217
21 補償補填及び賠償金	17,873	16公有財産購入費104,344
		土地購入費104,344
		21補償補填及び賠償金17,873
		用地取得に伴う損失補償金17,873
2 給 料	△1,070	1 人件費（人事課）△3,485
3 職 員 手 当	△1,936	2給料△1,070
		人事異動等△1,070
4 共 済 費	△479	3職員手当△1,936
		人事異動等△1,936
		4共済費△479
		人事異動等△479
27 繰 出 金	△5,325	1 土地区画整理事業特別会計繰出金（区画整理課）△5,325
		27繰出金△5,325
		土地区画整理事業特別会計繰出金△5,325
18 負担金補助及び交付金	2,154	1 下水道事業会計負担金及び補助金（緑と環境課）2,154
		18負担金補助及び交付金2,154

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
		下水道事業会計負担金及び補助金 2,154

第 10 款 教 育 費 （補正額 4,305 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教 育 総 務 費	386,853	573	387,426	0	0	0	0	573
	2 事 務 局 費	215,094	573	215,667	0	0	0	0	573
					0	0	0	0	573
2	小 学 校 費	1,095,738	14,176	1,109,914	0	0	0	0	14,176
	1 学 校 管 理 費	346,485	14,176	360,661	0	0	0	0	14,176
					0	0	0	0	14,176
5	社 会 教 育 費	1,077,806	△17,115	1,060,691	0	0	0	0	△17,115
	1 社会教育総務費	313,561	△17,115	296,446	0	0	0	0	△17,115
					0	0	0	0	△17,115
6	保 健 体 育 費	1,407,044	6,671	1,413,715	0	0	0	0	6,671
	3 学 校 給 食 費	844,577	6,671	851,248	0	0	0	0	6,671
					0	0	0	0	6,671

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△83	1 人件費（人事課）573
		2 給料△83
3 職 員 手 当	762	人事異動等△83
		3 職員手当762
4 共 済 費	△106	人事異動等762
		4 共済費△106
		人事異動等△106
12 委 託 料	4,640	1 小学校管理運営費14,176
		（建築保全課）13,351
14 工 事 請 負 費	9,536	12委託料3,815
		普通教室整備工事設計委託3,815
		14工事請負費9,536
		第四小学校普通教室整備工事
		（教育総務課）825
		12委託料825
		校務用サーバー等移設委託825
2 給 料	△6,584	1 人件費（人事課）△17,115
		2 給料△6,584
3 職 員 手 当	△8,682	人事異動等△6,584
		3 職員手当△8,682
4 共 済 費	△1,849	人事異動等△8,682
		4 共済費△1,849
		人事異動等△1,849
2 給 料	3,529	1 人件費（人事課）6,671
		2 給料3,529

[illegible][illegible]

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補 正 後	長 等	3	—	25,964	10,906 (4.20月分)	0	36,870	6,301	43,171	
補 正 前	長 等	3	—	25,964	10,906 (4.20月分)	0	36,870	6,321	43,191	
比 較	長 等	0	—	0	0	0	0	△ 20	△ 20	

2一般職

給与費明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	[178] (17) 510	383,003	1,930,215	1,615,417	3,928,635	750,216	4,678,851	
補 正 前	[165] (17) 512	357,704	1,951,385	1,643,721	3,952,810	755,759	4,708,569	
比 較	[13] (0) △2	25,299	△21,170	△28,304	△24,175	△5,543	△29,718	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当	時 間 外 当	夜 間 勤 務 当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	補 正 後	46,925	307,339	59,934	41,014	6,584	150,486	3,431	0	905,829	15,033	34,530	240	43,892	180
	補 正 前	46,914	309,332	59,367	38,771	6,584	149,526	3,431	0	938,784	14,040	32,660	240	43,892	180
	比 較	11	△1,993	567	2,243	0	960	0	0	△32,955	993	1,870	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2)報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
報酬	25,299	予防接種事業に伴う増分	2,624		月額報酬 通勤分 時間外勤務分 第1種会計年度任用職員 5人分
		その他の増分	22,675	職員配置等による増分 22,675	
給料	△21,170	その他の減分	△ 21,170	育休取得等による減分 △ 10,035 新陳代謝等による減分 △ 11,135	
職員手当	△28,304	給与改定に伴う減分	△ 21,203	給与改定に伴う減分 △ 21,203	期末手当 支給率の減 △0.10月（再任用職員、第1種会計年度任用職員は△0.05月）
		予防接種事業に伴う増分	960		時間外勤務手当
		その他の減分	△ 8,061	育休取得等による減分 △ 5,788 新陳代謝等による減分 △ 2,273	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
令和3年11月1日 現在	平均給料月額(円)	311,111	331,143
	平均給与月額(円)	404,449	397,013
	平均年齢	41歳9月	53歳7月
令和2年11月1日 現在	平均給料月額(円)	312,056	331,913
	平均給与月額(円)	399,018	408,784
	平均年齢	41歳6月	53歳7月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ 類	改正後	183,700	—	186,700	—
	改正前	183,700	—	186,700	—
Ⅱ 類	改正後	157,100	—	—	—
	改正前	157,100	—	—	—
Ⅲ 類	改正後	145,600	142,000	150,600	147,900
	改正前	145,600	142,000	150,600	147,900

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年11月1日 現在		5級	9	2.4	—	—	—
		4級	41	10.8	4級	0	0
		3級	85	22.4	3級	2	28.6
		2級	66	17.4	2級	4	57.1
		1級	178	47.0	1級	1	14.3
		計	379	100.0	計	7	100.0
令和2年11月1日 現在		5級	10	2.7	—	—	—
		4級	41	10.9	4級	0	0
		3級	85	22.7	3級	2	25.0
		2級	58	15.5	2級	5	62.5
		1級	181	48.2	1級	1	12.5
		計	375	100.0	計	8	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 ・ 課長 ・ 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種	
				行政職(一)	行政職(二)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		511	378	7
	昇給に係る職員数 (B) (人)		451	322	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	22	16	1
		2 号 給 (人)	3	3	0
		3 号 給 (人)	6	6	0
		4 号 給 (人)	316	220	4
		5 号 給 (人)	94	70	0
		6 号 給 (人)	10	7	0
比 率 (B) / (A) (%)		88.3	85.2	71.4	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		505	369	8
	昇給に係る職員数 (B) (人)		447	318	6
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	10	8	1
		2 号 給 (人)	5	4	0
		3 号 給 (人)	1	1	0
		4 号 給 (人)	327	230	4
		5 号 給 (人)	90	66	1
		6 号 給 (人)	14	9	0
比 率 (B) / (A) (%)		88.5	86.2	75.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	(1.20)	(1.15)	(2.35)	有	—
		2.275	2.175	4.45		
	改正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)		
		2.275	2.275	4.55		
国	改正後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	—
		2.225	2.075	4.3		
	改正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)		
		2.225	2.225	4.45		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和３年１１月１日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (２％～１０％加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (２％～４５％加算)	—

キ 地域手当（令和３年１１月１日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	527
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (→)
給料総額に対する 比率 (%)	0.34	0.33	0.01
支給対象職員の比率 (%) (令和３年１１月１日現在)	22.96	20.49	2.47
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額が多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当（令和3年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶 養 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td>扶養等による区分</td><td>市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>父 母 等</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr></table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500	子	9,000	10,000	父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
		扶養等による区分	市の場合	国の場合															
		配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
		子	9,000	10,000															
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住 居 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td><td>15,000</td><td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000</td></tr></table>		市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000										
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000																	
通 勤 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td>市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給</td><td>交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000</td></tr></table>		市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000												
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000																		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他
稲城市健康プラザ 管理運営事業	健康課	432,364			令和３年度から 令和８年度まで	432,364			
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			
観光発信拠点 管理運営事業	観光課	80,057			令和３年度から 令和８年度まで	80,057			
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			

議案概要説明書

議 案 番 号	第68号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第10号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		38, 261, 542	
補 正 額		408, 944	
補正後の予算総額		38, 670, 486	
（補正の概要）			
今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び感染拡大防止対策（第21弾）として、新型コロナウイルスワクチンの３回目接種を行うこと等に伴う経費の計上、住居確保給付金の再支給の申請期間を再延長すること等に伴う扶助費の増額を行うものです。			
その他としては、令和２年度の稲城・府中墓苑組合負担金及び多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、給与改定、人事異動等に伴う人件費の減額等、児童手当の特例給付に所得上限額が設けられること等に伴い福祉総合システムを改修するための委託料の計上、個人市民税等に係る市税過誤納還付金の増額、特別障害者手当及び特殊疾病患者見舞金の受給者数の増に伴う扶助費の増額、令和２年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定、保険税還付金及び還付加算金の増等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、利用者数及び利用件数の増等に伴う障害児通所給付費の増額、東京都の都市農地保全支援プロジェクト事業補助金を活用した防薬対策事業補助金の増額、多７・５・３号線用地買収に係る経費の計上、小学校の普通教室数が増加することに伴う経費の計上等を行うものです。			
また、債務負担行為の補正として、稲城市健康プラザ及び観光発信拠点の指定管理者の指定に伴う管理運営事業に係る経費について債務負担行為を追加するものです。			

第69号議案

令和 3 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,421 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,551,029 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金		907,978	71,421	979,399
	1 他 会 計 繰 入 金	907,977	71,421	979,398
歳 入 合 計		7,479,608	71,421	7,551,029

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 諸 支 出 金		13,701	71,421	85,122
	1 償還金及び還付加算金	13,701	71,421	85,122
歳 出 合 計		7,479,608	71,421	7,551,029

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 7 款 繰 入 金 （補正額 71,421 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	907,977	71,421	979,398		
	1 一般会計繰入金	907,977	71,421	979,398		
					1 一 般 繰 入 金	71,421
計		907,978	71,421	979,399		

（単位：千円）

説 明
（保険年金課）
一般繰入金

第 7 款 繰 入 金

歲 出

第 8 款 諸 支 出 金 (補正額 71,421 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		13,701	71,421	85,122	0	0	0	0	71,421
	1 保 険 税 還 付 金	13,700	1,846	15,546	0	0	0	0	1,846
					0	0	0	0	1,846
	2 償 還 金	1	69,575	69,576	0	0	0	0	69,575
					0	0	0	0	69,575
計		13,701	71,421	85,122	0	0	0	0	71,421

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び 割 引 料	1, 846	1 還付金（収納課） 1, 846 22償還金利子及び割引料 1, 846 保険税還付金及び還付加算金 1, 846
22 償還金利子及び 割 引 料	69, 575	1 償還金（保険年金課） 69, 575 22償還金利子及び割引料 69, 575 償還金 69, 575

第8款 諸 支 出 金

議案概要説明書

議 案 番 号	第69号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和 3 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		7, 479, 608	
補 正 額		71, 421	
補正後の予算総額		7, 551, 029	
（補正の概要）			
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言を受け、被保険者が外出自粛をした影響等により国民健康保険の脱退手続に遅れが生じ、遡及脱退が増加したため、過年度分の国民健康保険税が減額したことに伴う保険税還付金及び還付加算金、令和 2 年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定に伴う償還金等の増額補正です。			
歳入では繰入金を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。			

以下余白

第70号議案

令和 3 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,325 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,572,183 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,751,619	△5,325	1,746,294
	1 他会計繰入金	1,751,619	△5,325	1,746,294
歳入合計		2,577,508	△5,325	2,572,183

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		98,744	△5,325	93,419
	1 総務管理費	98,744	△5,325	93,419
歳出合計		2,577,508	△5,325	2,572,183

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第4款繰入金（補正額 △5,325 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	1,751,619	△5,325	1,746,294		
	1 一般会計繰入金	1,751,619	△5,325	1,746,294		
					1 一般会計繰入金	△5,325
計		1,751,619	△5,325	1,746,294		

（単位：千円）

説明
（区画整理課） 一般会計繰入金
△5,325 △5,325

第4款繰入金

歲 出

第 1 款 総 務 費 (補正額 △5,325 千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

第1款 総 務 費

一般職

給与費

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費		
		給料	職員手当	計
補正後	11	38,834	32,957	71,791
補正前	11	42,289	34,216	76,505
比較	0	△3,455	△1,259	△4,714

職員手当
の内訳

区分	扶養手当	地域手当	管理職 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当
補正後	1,294	6,238	881	1,005	0	3,916
補正前	1,080	6,638	881	860	0	3,916
比較	214	△400	0	145	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
給料	△3,455	その他の減分	△ 3,455 育休取得等による減分 △ 470 新陳代謝等による減分 △ 2,985
職員手当	△1,259	給与改定に伴う減分	△ 441 給与改定に伴う減分 △ 441
		その他の減分	△ 818 育休取得等による減分 △ 176 新陳代謝等による減分 △ 642

明細書

(単位 千円)

共済費	合計	備考
13,982	85,773	
14,593	91,098	
△611	△5,325	

夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末・勤勉 手当	住居手当	児童手当	管理職員特 別勤務手当	休日勤務 手当
0	0	18,513	360	750	0	0
0	0	20,061	360	420	0	0
0	0	△1,548	0	330	0	0

(単位 千円)

備考
期末手当 支給率の減 △0.10月

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		行 政 職 (→)
令和 3 年 11 月 1 日 現在	平均給料月額 (円)	297,612
	平均給与月額 (円)	432,819
	平均年齢	39 歳 3 月
令和 2 年 11 月 1 日 現在	平均給料月額 (円)	298,000
	平均給与月額 (円)	399,678
	平均年齢	39 歳 6 月

イ 初任給 (単位 円)

区 分		行 政 職 (→)	国の制度 一般行政職
Ⅰ 類	改正後	183,700	186,700
	改正前	183,700	186,700
Ⅱ 類	改正後	157,100	—
	改正前	157,100	—
Ⅲ 類	改正後	145,600	150,600
	改正前	145,600	150,600

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職 (→)		
		級	職員数(人)	構成比(%)
令和 3 年 11 月 1 日 現在		5 級	0	0.0
		4 級	1	9.1
		3 級	3	27.3
		2 級	1	9.1
		1 級	6	54.5
		計	11	100.0
令和 2 年 11 月 1 日 現在		5 級	0	0.0
		4 級	1	7.7
		3 級	3	23.1
		2 級	3	23.1
		1 級	6	46.1
		計	13	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			行政職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	0
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	6
		5 号 給 (人)	3
		6 号 給 (人)	2
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		13
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	9
		5 号 給 (人)	2
		6 号 給 (人)	0
	比 率 (B) / (A) (%)		92.3

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段 階、職務の級 等による加算 措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	2.275	2.175	4.45	有	—
	改正前	2.275	2.275	4.55		
国	改正後	2.225	2.075	4.3	有	—
	改正前	2.225	2.225	4.45		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和３年１１月１日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (２％～１０％加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (２％～４５％加算)	—

キ 地域手当（令和３年１１月１日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（令和３年１１月１日現在）

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	異 な る	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配 偶 者	6, 000 (課長職 3, 000)	6, 500
		子	9, 000	10, 000
		父 母 等	6, 000 (課長職 3, 000)	6, 500
		満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4, 000	5, 000

住居手当	異なる	改定なし	
		市の場合	国の場合
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
通勤手当	異なる	改定なし	
		市の場合	国の場合
		交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000

議案概要説明書

議 案 番 号	第70号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和3年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		2,577,508	
補 正 額		△5,325	
補正後の予算総額		2,572,183	
(補正の概要)			
今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正です。歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では人件費を減額するものです。			

第71号議案

令和 3 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	2,019,811 千円	3,659 千円	2,023,470 千円
第 2 項	営業外収益	817,199 千円	3,659 千円	820,858 千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	1,894,520 千円	3,659 千円	1,898,179 千円
第 1 項	営業費用	1,741,790 千円	3,659 千円	1,745,449 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	660,221 千円	△1,505 千円	658,716 千円
第 2 項	他会計負担金	32,664 千円	△16 千円	32,648 千円
第 3 項	他会計補助金	124,392 千円	△1,489 千円	122,903 千円
支出				
第 1 款	資本的支出	1,067,727 千円	△1,505 千円	1,066,222 千円
第 1 項	建設改良費	560,678 千円	△1,505 千円	559,173 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	92,162 千円	2,154 千円	94,316 千円

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第10条中「191,204千円」を「193,174千円」に補正する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和3年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業収益			2,019,811	3,659	2,023,470
	2 営業外収益		817,199	3,659	820,858
		2 他 会 計 負 担 金	8,476	200	8,676
		3 他 会 計 補 助 金	66,812	3,459	70,271

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業費用			1,894,520	3,659	1,898,179
	1 営 業 費 用		1,741,790	3,659	1,745,449
		3 総 係 費	184,720	3,659	188,379

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			660,221	△ 1,505	658,716
	2 他会計負担金		32,664	△ 16	32,648
		1 他 会 計 負 担 金	32,664	△ 16	32,648
	3 他会計補助金		124,392	△ 1,489	122,903
		1 他 会 計 補 助 金	124,392	△ 1,489	122,903

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			1,067,727	△ 1,505	1,066,222
	1 建設改良費		560,678	△ 1,505	559,173
		4 建 設 総 係 費	34,348	△ 1,505	32,843

令和3年度 東京都稲城市下水道

収 益 の 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	2,019,811	3,659	2,023,470
	2	営業外収益	817,199	3,659	820,858
		2 他会計負担金	8,476	200	8,676
		3 他会計補助金	66,812	3,459	70,271

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	1,894,520	3,659	1,898,179
	1	営業費用	1,741,790	3,659	1,745,449
		3 総 係 費	184,720	3,659	188,379

事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 負 担 金	200	一般会計負担金 200
1 一 般 会 計 補 助 金	3,459	一般会計補助金 3,459

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	1,786	職員8人 1,786
2 手 当	1,344	手当 1,344
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	110	賞与引当金繰入額 110
4 法 定 福 利 費	418	東京都市町村職員共済組合負担金 418
5 法定福利費引当金繰入額	1	法定福利費引当金繰入額 1

資 本 的 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 収 入	660,221	△ 1,505	658,716
	2	他 会 計 負 担 金	32,664	△ 16	32,648
		1 他 会 計 負 担 金	32,664	△ 16	32,648
	3	他 会 計 補 助 金	124,392	△ 1,489	122,903
		1 他 会 計 補 助 金	124,392	△ 1,489	122,903

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 支 出	1,067,727	△ 1,505	1,066,222
	1	建 設 改 良 費	560,678	△ 1,505	559,173
		4 建 設 総 係 費	34,348	△ 1,505	32,843

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 負 担 金	△ 16	一般会計負担金 △ 16
1 一 般 会 計 補 助 金	△ 1,489	一般会計補助金 △ 1,489

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 508	職員3人 △ 508
2 手 当	△ 392	手当 △ 392
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 157	賞与引当金繰入額 △ 157
4 法 定 福 利 費	△ 418	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 418
5 法定福利費引当金繰入額	△ 30	法定福利費引当金繰入額 △ 30

給 与 費

1. 総括

区分	職 員 数 (人)		給 与 費		
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当
補正後	0	(0) 11	0	41,009	39,056
補正前	0	(0) 10	0	39,731	38,151
比 較	0	(0) 1	0	1,278	905

()内は再任用で外数

手当の内訳	区分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補正後	1,514	6,507	881	726	15	4,000
	補正前	1,056	6,251	881	726	15	4,000
	比 較	458	256	0	0	0	0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	1,278	その他の増分	1,278	職員配置等による増分	1,766
				育休取得等による減分	△ 1,169
				新陳代謝等による増分	681
手 当	905	給与改定に伴う減分	△ 409	給与改定に伴う減分	△ 409
		その他の増分	1,314	職員配置等による増分	981
				育休取得等による減分	△ 634
				新陳代謝等による増分	967

明 細 書

(単位:千円)

	法定福利費	合 計	備 考
計			
80,065	14,251	94,316	
77,882	14,280	92,162	
2,183	△ 29	2,154	

夜間宿日直期末・勤勉 勤務手当	宿日直 手当	期末・勤勉 手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務 手当	退職手当 組合負担金
0	0	18,365	170	930	0	0	5,948
0	0	18,590	180	690	0	0	5,762
0	0	△ 225	△ 10	240	0	0	186

(単位:千円)

備 考
期末手当 支給率の減 △0.10月

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職(一)
令和3年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	300,109
	平 均 給 与 月 額 (円)	383,681
	平 均 年 齢 (歳)	43 歳 11 月
令和2年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	327,400
	平 均 給 与 月 額 (円)	405,354
	平 均 年 齢 (歳)	43 歳 2 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分		行 政 職(一)	国の制度
			一般行政職
Ⅰ 類	改正後	183,700	186,700
	改正前	183,700	186,700
Ⅱ 類	改正後	157,100	-
	改正前	157,100	-
Ⅲ 類	改正後	145,600	150,600
	改正前	145,600	150,600

(ウ) 級別職員数（再任用職員は外数のため、本表には含まれていません。）

区 分	行 政 職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	9.1
	3 級	3	27.3
	2 級	3	27.3
	1 級	4	36.3
	計	11	100.0
令和2年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	10.0
	3 級	3	30.0
	2 級	2	20.0
	1 級	4	40.0
	計	10	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

(エ) 昇給

区 分			合 計	職 種 行 政 職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		10	10
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		8	8
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		5号給 (人)	1	1
		6号給 (人)	0	0
	比 率 (B)/(A) (%)		80	80
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		11	11
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		10	10
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	1	1
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		5号給 (人)	3	3
		6号給 (人)	0	0
	比 率 (B)/(A) (%)		90.9	90.9

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備考
		6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
市	改正後	(1.20)	(1.15)	(2.35)	有	-
		2.275	2.175	4.45		
	改正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)		
		2.275	2.275	4.55		
国	改正後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	-
		2.225	2.075	4.3		
	改正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)		
		2.225	2.225	4.45		

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和3年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)	-
国の制度 支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和3年11月1日現在)

支 給 対 象 地 域	稲 城 市
支 給 率 (%)	15.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	11
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	15.0

(ク) 特殊勤務手当

区 分	全職種
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.04
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 3 年 11 月 1 日 現 在)	100.00
特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	下水道 ^{きよ} 調査手当

(ケ) その他の手当(令和3年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	改定なし			
		扶 養 等 に よ る 区 分		市の場合	国の場合
		配 偶 者		6,000 (課長職3,000)	6,500
		子		9,000	10,000
		父 母 等		6,000 (課長職3,000)	6,500
		満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額		4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし			
		市 の 場 合		国 の 場 合	
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職を除く)	15,000	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 28,000	
通勤手当	異なる	改定なし			
		市 の 場 合		国 の 場 合	
		交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給		交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000	

議案概要説明書

議 案 番 号	第71号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	令和3年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）		

【概 要】

今回の補正は、人事異動等に伴う増額補正で、収益的収入及び支出を増額し、資本的収入及び支出を減額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 下水道事業収益	2,019,811	3,659	2,023,470
第2項 営業外収益	817,199	3,659	820,858
支出 第1款 下水道事業費用	1,894,520	3,659	1,898,179
第1項 営業費用	1,741,790	3,659	1,745,449

【資本的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 資本的収入	660,221	△1,505	658,716
第2項 他会計負担金	32,664	△16	32,648
第3項 他会計補助金	124,392	△1,489	122,903
支出 第1款 資本的支出	1,067,727	△1,505	1,066,222
第1項 建設改良費	560,678	△1,505	559,173

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	92,162	2,154	94,316

【他会計からの補助金】

	既決予定額	補正予定額	計
一般会計からの補助金	191,204	1,970	193,174

第72号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

秋川流域斎場組合から東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、同委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させるとともに、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第72号	担 当 課	総務部人事課
件 名	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について		
【概 要】			
本案は、秋川流域斎場組合から東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、同委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させるとともに、東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 7 第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【変更内容】			
○ 別表 公平委員会を共同設置する団体に秋川流域斎場組合を追加します。			
【施行期日】			
この規約は、東京都知事へ届出の日から施行します。			

東京都市町村公平委員会共同設置規約の新旧対照表

新	旧
別表 公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 <u>多摩六都科学館組合</u> <u>秋川流域斎場組合</u>	別表 公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 <u>多摩六都科学館組合</u>

第73号議案

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・32路線）

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城小田良土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・32路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道坂浜2143号線	坂浜1084番2地先	坂浜1156番地先
2	市道坂浜2144号線	坂浜1164番2地先	坂浜1083番13地先
3	市道坂浜2145号線	坂浜1158番1地先	坂浜1156番地先
4	市道坂浜2146号線	坂浜1079番地先	坂浜1084番5地先
5	市道坂浜2147号線	坂浜1197番2地先	坂浜1198番1地先
6	市道坂浜2148号線	坂浜1198番1地先	坂浜1224番24地先
7	市道坂浜2149号線	坂浜1224番1地先	坂浜1225番1地先
8	市道坂浜2150号線	坂浜830番2地先	坂浜1233番1地先
9	市道坂浜2151号線	坂浜819番1地先	坂浜1235番4地先
10	市道坂浜2152号線	坂浜1266番5地先	坂浜1255番20地先
11	市道坂浜2153号線	坂浜1254番3地先	坂浜1266番1地先
12	市道坂浜2154号線	坂浜1265番1地先	坂浜1261番4地先
13	市道坂浜2155号線	坂浜1274番地先	坂浜1262番1地先
14	市道坂浜2156号線	坂浜1261番4地先	坂浜1277番1地先
15	市道坂浜2157号線	坂浜1261番4地先	坂浜1279番1地先
16	市道坂浜2158号線	坂浜1258番1地先	坂浜1283番1地先
17	市道坂浜2159号線	坂浜1254番1地先	坂浜1284番1地先
18	市道坂浜2160号線	坂浜1278番3地先	坂浜1279番1地先
19	市道坂浜2161号線	坂浜1289番1地先	坂浜1289番1地先
20	市道坂浜2162号線	坂浜1204番1地先	坂浜844番22地先

21	市道坂浜2163号線	坂浜1221番地先	坂浜865番 1 地先
22	市道坂浜2164号線	坂浜844番18地先	坂浜849番 1 地先
23	市道坂浜2165号線	坂浜1255番 1 地先	坂浜843番地先
24	市道坂浜2166号線	坂浜863番 4 地先	坂浜849番 1 地先
25	市道坂浜2167号線	坂浜827番 4 地先	坂浜827番 1 地先
26	市道坂浜2168号線	坂浜820番地先	坂浜819番 1 地先
27	市道坂浜2169号線	坂浜819番16地先	坂浜819番13地先
28	市道坂浜2170号線	坂浜850番 7 地先	坂浜849番 1 地先
29	市道坂浜2171号線	坂浜860番 3 地先	坂浜860番 1 地先
30	市道坂浜2172号線	坂浜860番 1 地先	坂浜860番 2 地先
31	市道坂浜2173号線	坂浜849番 1 地先	坂浜849番 1 地先
32	市道坂浜2174号線	坂浜819番 1 地先	坂浜819番13地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第73号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地地区画整理事業関係・32路線）		
【概 要】 本案は、稲城小田良土地地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

第73号議案関係資料

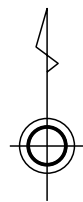
路 線 一 覧 表

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道坂浜2143 号線	坂浜1084番2地先	坂浜1156番地先	132.23	6.00
2	市道坂浜2144 号線	坂浜1164番2地先	坂浜1083番13地先	156.57	6.00
3	市道坂浜2145 号線	坂浜1158番1地先	坂浜1156番地先	175.96	6.00
4	市道坂浜2146 号線	坂浜1079番地先	坂浜1084番5地先	29.76	8.00
5	市道坂浜2147 号線	坂浜1197番2地先	坂浜1198番1地先	124.84	6.00
6	市道坂浜2148 号線	坂浜1198番1地先	坂浜1224番24地先	128.10	6.00
7	市道坂浜2149 号線	坂浜1224番1地先	坂浜1225番1地先	59.32	6.00
8	市道坂浜2150 号線	坂浜830番2地先	坂浜1233番1地先	135.04	6.00
9	市道坂浜2151 号線	坂浜819番1地先	坂浜1235番4地先	116.02	6.00
10	市道坂浜2152 号線	坂浜1266番5地先	坂浜1255番20地先	269.31	6.00
11	市道坂浜2153 号線	坂浜1254番3地先	坂浜1266番1地先	438.78	6.00
12	市道坂浜2154 号線	坂浜1265番1地先	坂浜1261番4地先	96.40	6.00
13	市道坂浜2155 号線	坂浜1274番地先	坂浜1262番1地先	54.64	6.00
14	市道坂浜2156 号線	坂浜1261番4地先	坂浜1277番1地先	97.23	6.00
15	市道坂浜2157 号線	坂浜1261番4地先	坂浜1279番1地先	119.27	6.00
16	市道坂浜2158 号線	坂浜1258番1地先	坂浜1283番1地先	135.63	6.00
17	市道坂浜2159 号線	坂浜1254番1地先	坂浜1284番1地先	136.76	6.00
18	市道坂浜2160 号線	坂浜1278番3地先	坂浜1279番1地先	23.98	4.00
19	市道坂浜2161 号線	坂浜1289番1地先	坂浜1289番1地先	11.54	4.00
20	市道坂浜2162 号線	坂浜1204番1地先	坂浜844番22地先	366.61	6.00
21	市道坂浜2163 号線	坂浜1221番地先	坂浜865番1地先	35.92	6.00
22	市道坂浜2164 号線	坂浜844番18地先	坂浜849番1地先	152.96	6.00
23	市道坂浜2165 号線	坂浜1255番1地先	坂浜843番地先	701.82	6.00
24	市道坂浜2166 号線	坂浜863番4地先	坂浜849番1地先	103.06	6.00
25	市道坂浜2167 号線	坂浜827番4地先	坂浜827番1地先	56.16	5.00

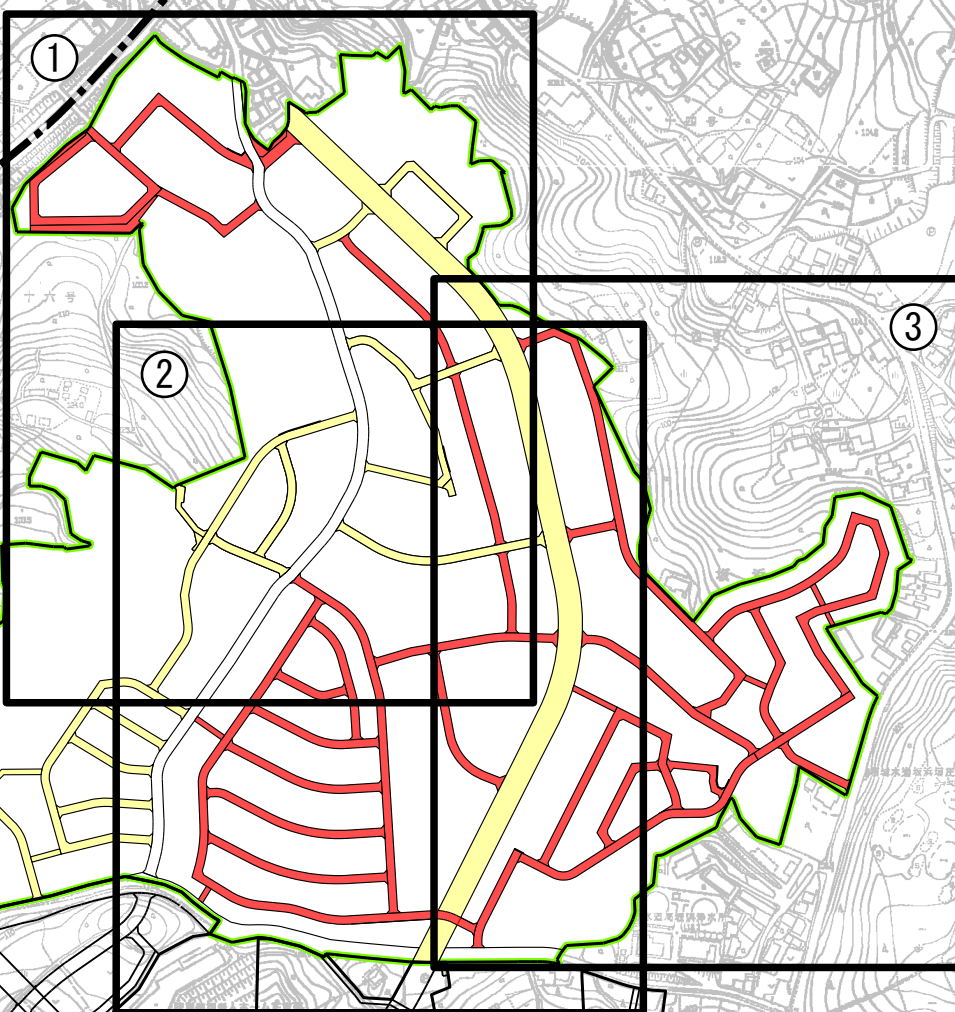
路 線 一 覧 表

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
26	市道坂浜2168 号線	坂浜820番地先	坂浜819番1地先	217.37	6.00
27	市道坂浜2169 号線	坂浜819番16地先	坂浜819番13地先	81.50	6.00
28	市道坂浜2170 号線	坂浜850番7地先	坂浜849番1地先	58.03	6.00
29	市道坂浜2171 号線	坂浜860番3地先	坂浜860番1地先	16.48	4.00
30	市道坂浜2172 号線	坂浜860番1地先	坂浜860番2地先	10.69	3.00
31	市道坂浜2173 号線	坂浜849番1地先	坂浜849番1地先	16.82	4.00
32	市道坂浜2174 号線	坂浜819番1地先	坂浜819番13地先	34.90	4.00

案内図



京王相模原線



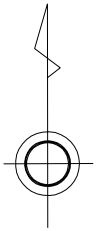
小田良谷戸公園

稲城第二
中学校

日大稲城総合
グラウンド

凡 例	
稲城小田良土地区画整理事業区域	
認 定 済 み	
認 定 区 間	

位置図 ①



市道坂浜2143号線

起点：坂浜1084番2地先
終点：坂浜1156番地先

市道坂浜2146号線

起点：坂浜1079番地先
終点：坂浜1084番5地先

市道坂浜2145号線

起点：坂浜1158番1地先
終点：坂浜1156番地先

市道坂浜2144号線

起点：坂浜1164番2地先
終点：坂浜1083番13地先

市道坂浜2147号線

起点：坂浜1197番2地先
終点：坂浜1198番1地先

市道坂浜2148号線

起点：坂浜1198番1地先
終点：坂浜1224番24地先

多摩都市計画道路 3・4・36号 小田良上平尾線

小田良通り

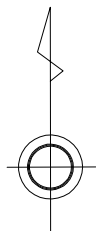
凡	例
稲城小田良土地区画整理事業区域	
起 点	
終 点	
認 定 済 み	
認 定 区 間	

位置図 ②



凡 例	
稲城小田良土地区画整理事業区域	
起 点	
終 点	
認 定 済 み	
認 定 区 間	

位置図 ③



第74号議案

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第8条の規定により、本案を提出する。

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第5条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 いなぎ発信基地ペアテラス

所在地 東京都稲城市東長沼516番地の2

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人稲城市観光協会

代表者 代表理事 徳尾 和彦

所在地 東京都稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ2階

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第74号	担 当 課	産業文化スポーツ部観光課
件 名	いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について		
【概 要】 本案は、いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日付 けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法 （昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平 成27年稲城市条例第22号）第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。 【施設概要】 1 名 称 いなぎ発信基地ペアテラス 2 所 在 地 東京都稲城市東長沼516番地の2 3 設置年月 平成28年4月 【特命理由】 一般社団法人稲城市観光協会は、商工業、農業、スポーツ、鉄道事業、宿泊事業そ の他の様々な業種の関係者が所属しており、これら民間事業者のアイデアを取り込 み、管理運営事業に活用することで、効率的かつ効果的な観光施策を打ち出すことが できます。 また、一般社団法人稲城市観光協会は、平成31年から継続していなぎ発信基地ペア テラスの管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハ ウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。 これらを勘案すると、一般社団法人稲城市観光協会が引き続き管理運営に当たる必 要があります。 【選定結果等】 1 選定日 令和3年10月19日 2 候補者 名 称 一般社団法人稲城市観光協会 代表者 代表理事 徳尾 和彦			

所在地 東京都稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ2階

3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

第75号議案

稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市健康プラザの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第16条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第3条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市健康プラザ

所在地 東京都稲城市大丸1171番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社オーエンス

代表者 代表取締役 大木 一雄

所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第75号	担 当 課	福祉部健康課
件 名	稲城市健康プラザの指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市健康プラザの指定管理者の指定期間が令和４年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第16条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
1 名 称	稲城市健康プラザ		
2 所 在 地	東京都稲城市大丸1171番地		
3 設置年月	平成24年４月		
【選定理由】			
株式会社オーエンスは、平成24年から継続して稲城市健康プラザの管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、株式会社オーエンスの経営姿勢及び運営実施体制が安定していること等を勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。			
【選定結果等】			
1 公 募 日	令和３年６月15日		
2 応募者数	１者		
3 選定日	令和３年８月26日		
4 候補者 名 称	株式会社オーエンス		
	代表者 代表取締役 大木 一雄		
	所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号		
5 指定の期間	令和４年４月１日から令和９年３月31日まで		

第76号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第９号））

令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第９号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第131号

専 決 処 分 書

令和3年度東京都稲城市一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年11月19日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 3 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 692,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,261,542千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年11月19日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,704,625	692,180	7,396,805
	2 国庫補助金	1,038,634	692,180	1,730,814
歳入合計		37,569,362	692,180	38,261,542

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,581,961	11,000	3,592,961
	1 総務管理費	2,847,673	11,000	2,858,673
3 民生費		17,048,367	681,180	17,729,547
	2 児童福祉費	9,641,402	681,180	10,322,582
歳出合計		37,569,362	692,180	38,261,542

歲入歲出予算事項別明細書

第 16 款 国庫支出金（補正額 692,180 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国 庫 補 助 金	1,038,634	692,180	1,730,814		
	1 民生費国庫補助金	437,624	692,180	1,129,804		
					2 児 童 福 祉 費 補 助 金	692,180
計		6,704,625	692,180	7,396,805		

（単位：千円）

説 明	
（子育て支援課）	
子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（１０／１０）	692,180
子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（１０／１０）	676,250
	15,930

第16款 国 庫 支 出 金

歲 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 11,000 千円)

科　目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,847,673	11,000	2,858,673	11,000	0	0	0	0
	9 電 算 管 理 費	484,737	11,000	495,737	11,000	0	0	0	0
					11,000	0	0	0	0
計		3,581,961	11,000	3,592,961	11,000	0	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	11,000	1 電算管理運営費（I C T 推進課）11,000 12委託料11,000 システム開発委託11,000

第2款 総 務 費

議案概要説明書

議 案 番 号	第76号	担 当 課	企画部財政課
件 名	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第９号））		
【概 要】			
本案は、令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により令和３年11月19日に専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。			

以下余白

